

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 宮城県における緊急事態措置

令和 2 年 4 月 2 1 日

## 1 区域

宮城県全域

## 2 期間

令和 2 年 4 月 2 5 日（土）から令和 2 年 5 月 6 日（水）まで

## 3 実施内容

- 新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請等
  - ・ 特措法第 2 4 条第 9 項に基づき、施設管理者又はイベント主催者に対し、施設の使用停止又は催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらず、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼
  - ・ 保育所や放課後児童クラブ（学童保育）への休業要請は行わないが、家庭での保育が可能な方は、できる限り、利用を控えるよう呼びかけ
  - ・ インターネットカフェ等の使用停止により利用できなくなる方に対して、宿泊施設を紹介するほか、生活困窮者自立支援制度を活用

### 【 お問合わせ 】

緊急事態宣言相談ダイヤル（平日 9 時から 1 8 時）

電話番号：0 2 2 - 2 1 1 - 3 3 3 2

## 対象施設一覧

### 1 特措法による休業要請を行う施設

- 要請内容：施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）

施設の種類	内 訳
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、場外馬（車・舟）券場、ライブハウス 等
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
文教施設	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 等 ※ただし、預かり保育等の提供を通じて、医療従事者やひとり親家庭など、保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組を実施することは可
運動・遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、 メーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場
博物館・ホテル等	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

## 2 特措法によらない協力依頼を行う施設 (床面積の合計が1, 000㎡以下の下記の施設)

- 要請内容：床面積の合計が1, 000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内 訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ただし、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
博物館・ホテル等	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ただし、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

※適切な感染防止対策については、「別表」を参照

### 3 基本的に休業要請を行わない施設

- 要請内容：適切な感染防止対策の協力要請

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）、放課後児童クラブ 等 介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）、保健医療サービス提供施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア、ドラッグストア 等
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;">※営業時間の短縮として、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）</div>
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学、LPガス、上下水道、通信・データセンター 等
飲食料品供給関係等	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係、家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）、個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、自家用車等の整備等） 等

※適切な感染防止対策については、「別表」を参照

※上記対象施設は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の「（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」より引用

## 【別表】適切な感染防止対策

目 的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の 防止	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の 防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限